

## 徳島県個人情報保護審査会答申第8号

### 第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報非開示決定は、開示請求に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の特定に誤りがあるためこれを取り消し、本件対象保有個人情報は不存在であるため、請求拒否決定をすべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成20年2月28日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年2月ごろに私が〇〇〇警察署に相談に行った時に県警から〇〇〇警察署に来て対応してくれた警察官の氏名が分かるもの」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成20年3月10日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「相談事案への対応状況について」に記録された情報であって、平成16年2月ごろに審査請求人が〇〇〇警察署に相談に行った時に徳島県警察本部（以下「県警本部」という。）から同署に来て対応した警察官の氏名がわかる保有個人情報と特定した上で、当該情報が条例第16条第6号の「事務又は事業の遂行に関する情報」に該当すると判断し、全部を非開示とする非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成20年4月1日付け（同年同月2日受理）で、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成20年4月16日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に本件審査請求につき諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件個人情報非開示決定を取り消し、審査請求人が〇〇〇警察署に相談に行った時に、県警本部から〇〇〇警察署に来た警察官の

氏名の開示を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 相談当日、この県警本部の警察官から名刺をもらっており、「〇〇〇」という名前だったと思う。「〇」という名前が珍しかったので記憶していた。
- (2) 平成20年3月、〇〇〇〇が報じた本県警察官の人事異動の記事に「〇〇〇」という人が載っており、確かこの人だったと思う。「〇〇〇」は、〇〇〇〇〇で、警部以上であるから、その氏名は公表してもよいことになっている。
- (3) 徳島県職員録で調べても、当時の県警本部〇〇〇〇〇課に「〇〇〇」が在籍しており、この人に間違いないと思う。
- (4) 相談当日もらった名刺を捨てたことを利用して、県警本部は事実の隠蔽を図ろうとしたと考えられる。

## 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由は次のとおりである。

### 1 本件請求に係る保有個人情報

- (1) 本件請求の受付時における審査請求人からの保有個人情報の特定に係る説明において、本件請求に係る警察官の氏名のみの開示を求めるものであり、その他の個人情報の開示は求めない旨の主張があった。
- (2) 「相談事案への対応状況について」と題する報告文書は、平成20年に入り審査請求人から苦情申立てがあったことから、平成16年当時に事情聴取した警察官が当時の状況について平成20年3月6日に作成し、現在の所属長あてに報告したものである。当該文書は本件決定までの間に現存する公文書であるので、対象公文書として特定した。
- (3) 他の文書について探した結果、県警本部の警察官が〇〇〇警察署に行き行って相談を受けた記録は見つからなかった。

### 2 非開示情報該当性

本件請求に係る保有個人情報そのものが非開示情報に該当するものと判断し、非開示決定処分とした。すなわち、

- (1) 条例第16条第6号においては、「警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあつては、公安委員会規則）で定めるもの」について非開示情報とする旨規定されている。

- (2) 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第5号）第5条においては、「条例第16条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員の氏名」と規定されている。
- (3) 本件請求に係る相談に対応した警察官は、警部補以下の階級にある警察官であることから、その氏名については、本号に該当するものとする。
- なお、審査請求人は、本件請求に係る警察官を当時の県警本部〇〇課の〇〇〇〇〇〇〇〇〇であった「〇〇〇」氏であると主張しているが、その点について関係者及び本人からの事情聴取を含め、当時の状況を調査した結果、そのような事実はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象保有個人情報

- (1) 本件請求に係る保有個人情報を、開示請求日後に作成された公文書に記録された個人情報と特定したことについて

実施機関は本件対象保有個人情報として、「相談事案への対応状況について」に記録された個人情報を特定している。当該公文書は、諮問庁の説明のとおり平成16年当時審査請求人の相談を担当した警察官が当時の状況を現在の所属長あてに報告した公文書であり、その作成日は平成20年3月6日付けのものである。一方、本件請求の受理日は平成20年2月28日である。このことは、実施機関が、開示請求日後に作成した文書に記録されている個人情報を本件対象保有個人情報としていることになる。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、あくまで、開示請求時点において当該実施機関が保有している個人情報であり、開示請求時点において当該公文書に記録された個人情報を開示すれば足りると考える。

以上のことにより、開示請求日後に作成された公文書に記録された個人情報を、本件対象保有個人情報と特定した本件決定は、適切なものではないと考える。

- (2) 開示請求日以前に作成された公文書に記録された個人情報について

当審査会において、諮問庁に対し、開示請求日以前の本件請求に該当する可能性のある保有個人情報について質したうえ、再度の検索及びその提出を求めた。

その結果、諮問庁から当該保有個人情報に係る文書として、①平成16年2月から4月当時審査請求人が相談に行ったときに作成された「警察総合相談票」、②「相談事案への対応状況について」の作成の参考資料となった「日記」、及び③平成16年3月当時は作成されたとする公文書についての説明資料「〇〇氏から事情聴取した内容が記載された報告書が存在しない理由」が提出された。

以下、これらについて検討する。

#### ① 「警察総合相談票」

次の5件の「警察総合相談票」である。

なお、「警察総合相談票」は、徳島県警察安全相談取扱要綱に基づき作成され

たものである。

- ア 平成16年2月 9日付け「警察総合相談票1」及び「警察総合相談票2」
- イ 平成16年3月 1日付け「警察総合相談票1」及び「警察総合相談票2」
- ウ 平成16年4月12日付け「警察総合相談票1」及び「警察総合相談票2」
- エ 平成16年4月13日付け「警察総合相談票1」及び「警察総合相談票2」
- オ 平成16年4月15日付け「警察総合相談票1」及び「警察総合相談票2」

当審査会が見分したところ、2件（「ア」及び「イ」）が「審査請求人が〇〇〇警察署に相談に行った際の相談票」であり、3件（「ウ」、「エ」及び「オ」）が「審査請求人が県警本部に相談に行った際の相談票」である。したがって、審査請求人に係る個人情報記録された公文書であると認められるが、本件請求内容の「県警本部から〇〇〇警察署に来た警察官の氏名」は、当該公文書に記録されていない。

以上のことから、当該「警察総合相談票」5件については、本件対象保有個人情報は認められない。

② 「相談事案への対応状況について」と題する報告文書の参考資料となった「日記」

当該「日記」は、諮問庁の口頭理由説明において、当該報告書作成の参考資料となった旨の説明があった。当審査会が見分したところ、当該日記（写し）にはプライベートな記述が多数あり、これ自体は個人的なメモと判断された。したがって、公文書とはならないものと認められる。

以上のことから、当該「日記」については、本件対象保有個人情報は認められない。

③ 「〇〇氏から事情聴取した内容が記載された報告書が存在しない理由」

その説明するところは以下のとおりである。

ア 当時、県警本部〇〇課長の命を受け〇〇課から〇〇〇警察署に赴いて事情を聴取した警察官は、その状況等を取りまとめた報告書を作成し、〇〇課長及び〇〇〇警察署長に報告している。

イ 当該報告書は、その内容が以前の相談において本人が主張したものとほぼ同一のものであったこと、本人がその時点で被害届を出すことになれば、再度、警察に相談するという旨のものであったことから、その内容の重要性及び保管の必要性等は低いものと判断し、その結果保存期間をその年の末（平成16年12月31日）までとし、所属長の承認を得て決定した。

ウ 徳島県警察文書管理規程第39条第3項の規定により、当該報告書のような保存期間が1年未満の文書は、当該保存期間が満了したときは、その都度廃棄するものとされている。このことから、当該報告書についても、設定された保存期間が満了後、適宜廃棄されており、現時点においては存在しないものである。

以上の説明に格別不自然な点はなく、当該報告書がすでに廃棄されて不存在で

あるとの諮問庁の主張は、著しく妥当性を欠くとは認められないと考える。

(3) 本件対象保有個人情報について

以上のことから、本件請求の「平成16年2月ごろに私が〇〇〇警察署に相談に行った時に県警から〇〇〇警察署に来て対応してくれた警察官の氏名が分かるもの」は存在しないといわざるを得ない。

2 「〇〇〇」氏に係る審査請求人の主張等について

上記のように、本件請求については、対象となる保有個人情報が不存在である以上、「〇〇〇」氏に係る審査請求人の主張及び諮問庁の説明は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 4月16日	諮 問
5月27日	諮問庁からの理由説明書を受理
6月27日	審査請求人からの意見書を受理
8月28日	審 議 (第20回審査会)
9月25日	審 議 (第21回審査会)
10月30日	諮問庁からの理由説明の聴取、審議 (第22回審査会)
11月28日	審 議 (第23回審査会)
12月25日	審査請求人からの意見陳述の聴取、審議 (第24回審査会)
平成21年 1月26日	審 議 (第25回審査会)